

平成21年第20回教育委員会記録

平成21年11月11日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年11月11日(水)午後2時00分～午後2時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏雄之助 委員代理者 宮坂公夫
委員 安本ゆみ 委員 大橋辰雄
教育長 井出隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林英雄 教育改革担当 森 仁 司
教育部 長

庶務課長 徳嵩淳一 教育人事企画 佐藤 浩
課 長

教育改革推進 岡本勝実 教育委員会事務局 筒井鉄也
課 長 統括指導主事

学校適正配置 齊藤俊朗 学務課長 加藤貴幸
担当課 長

社会教育 森田師郎 教育委員会 正田智枝子
スポーツ課 長 事務局副参事

済美教育 小澄龍太郎 済美教育 坂田 篤
七所 一長 七副 所 一長

中央図書館長 和田義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(議案)

議案第70号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

議案第71号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 杉並区小中一貫教育推進委員会の設置について
- (2) 杉並区中学生レスキュー隊運営委員会の設置について
- (3) (仮称)すぎなみ教育シンポジウム「地域と協働する学校づくり - 地域運営学校・学校支援本部 / 成果と展望」の開催概要について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

(選任)

杉並区教育委員会委員長の選任について

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第70号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第71号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

報告事項

(1) 杉並区小中一貫教育推進委員会の設置について・・・・・・・・・・ 5

(2) 杉並区中学生レスキュー隊運営委員会の設置について・・・・・・・・・・ 5

(3) (仮称)すぎなみ教育シンポジウム「地域と協働する学校づくり - 地域運営学校・学校支援本部 / 成果と展望」の開催概要について・・・・・・・・・・ 5

(4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 10

選任

杉並区教育委員会委員長の選任について・・・・・・・・・・ 11

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について・・・・・・・・・・ 11

委員長 ただいまから、平成21年第20回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いします。

本日の議事日程はご案内のとおり議案が2件、報告が4件、委員長及び委員長職務代理者の選任となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第70号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから議案第70号につきましてご説明を申し上げます。資料のほうですけれども、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

先般、行政委員会の委員等の報酬につきまして、月の途中で就退職した場合には、その月分につきましては、日割りにより計算した額を支給することといたしましたが、年額で報酬が定められている非常勤職員につきましても、これと同様の取り扱いとする必要があることから、第7条第4項を記載のとおり、新旧対照表にも示しているのとおり改正するものでございます。

施行期日ですが、平成21年12月1日から施行することとしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見、ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第70号は原案のとおり可決して、異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第70号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第2、議案第71号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 引き続きまして、議案第71号につきましてご説明を申し上げます。

これも2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。教育委員会では、教職員の福利厚生のため、荻窪教職員住宅を設置しているところですが、平成2年10月に、現在の教職員住宅を建設した以降の使用料につきましては、家族住宅が月額5万2,000円、独身住宅が同じく2万6,000円となっております。

この使用料につきましては、もとより東京都教育委員会職員住宅管理規則に基づき設定することとしており、現在、同規則に基づいて算出した使用料との乖離が生じているため、このたび杉並区教職員住宅運営委員会で審議を行った結果、区職員住宅の使用料会計との均衡を考慮して、

改定することとしたものでございます。

第13条の表の部分でございますが、ここに記載のとおり、改定後の使用料は家族住宅につきましては3,000円アップの月額5万5,000円、それと独身住宅につきましては、1,500円アップの月額2万7,500円といたします。

施行期日でございますが、平成22年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見、ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、原案のとおり可決して、異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第71号は、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に日程第3、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「杉並区小中一貫教育推進委員会の設置について」、「杉並区中学生レスキュー隊運営委員会の設置について」、「(仮称)すぎなみ教育シンポジウム『地域と協働する学校づくり - 地域運営学校・学校支援本部 / 成果と展望』の開催概要について」、以上の3件の報告を一括して、教育改革推進課長から説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 それでははじめに、「杉並区小中一貫教育推進委員会の設置について」、ご説明をいたします。

小中一貫教育基本方針につきましては、この9月に教育委員会にてご決定をいただいたところでございます。今後、この小中一貫教育を区内、区立小中学校全校で推進するに当たり、具体的な検討を進めていくため推進委員会を設置いたしましたので報告いたします。

まず設置目的でございますが、この基本方針に基づき、必要な施策等について検討すること、また、ビジョン推進計画等、関連施策の総合調整を行って、小中一貫教育を着実に推進してまいりたいというふうに考えてございます。

位置づけでございますが、教育委員会事務局内に小中一貫教育推進委員会を設置いたしまして、そのもとに幹事会及び専門課題等を検討する部会等を設けてまいります。

この推進委員会の所掌事項でございますが、 から に記載のとおり、小中一貫教育に係る施策等の検討及び推進に関することなどを検討してまいります。

幹事会につきましては、小中一貫教育の推進に係る調整等を行ってまいります。

なお、部会でございますが、3つございまして、教育課程に関する部会、こちらのほうは2枚

目におつけしております名簿がございますが、済美教育センター副所長を部会長として検討してまいります。

次に裏面にまいりまして、指導体制に関する部会でございますが、こちらは教育人事企画課長が部会長となり、指導体制、形態の円滑な移行等について検討を進めてまいります。

最後、3つ目でございますが、学校施設に関する事項の検討として、学校適正配置担当課長を筆頭に検討を進めてまいります。また、この中では、施設一体型小中一貫教育校の施設のあり方等についても検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

その他でございますが、これまでありました「小中一貫教育検討委員会」並びに「小中一貫教育検討会」は、それぞれ廃止をいたします。

今後のスケジュールでございますが、この11月6日に小中一貫教育推進委員会が発足いたしましたので、今月から来年の2月にかけて各部会でそれぞれの検討をしてまいり、3月には検討経過の報告、集約等を行ってまいります。

また、22年度の当初には、22年度の推進体制について方針を決定していきたいと考えてございます。4月以降は、改めまして各部会の継続的な運営をしてまいる考えでございます。

1つ目については以上です。

次に、「杉並区中学生レスキュー隊運営委員会の設置について」、ご報告をいたします。

本年5月に策定をいたしました活動指針に基づきまして、運営委員会を設置いたしましたので報告いたします。このレスキュー隊につきましては、防災意識、また社会貢献の向上、こういったものを目的に、平成17年度から区立中学校に設置をしているところでございます。現在、22年度の全校設置を計画しておりまして、21年度現在、18校にレスキュー隊が設置されているところでございます。

主な所掌事項でございますが、レスキュー隊の年間活動計画例の作成に関すること等、3つ行っております。これにつきましては、今後、各中学校に対して作成の協力依頼をしてまいるところでございます。

委員構成につきましては、記載のとおりでございます。

なお、事務局は教育改革推進課、その他といたしまして、今ご説明したとおり各校の協力を得て、今後の活動計画の作成例などを作ってまいるところでございます。

レスキュー隊運営委員会につきましては、以上でございます。

最後に、「(仮称)すぎなみ教育シンポジウム」でございますが、学校運営協議会並びに学校支援本部につきましては、地域との協働を目指し、現在、教育委員会で拡充を進めているところでございます。

今回、このシンポジウムの開催目的でございますが、「地域と協働する学校づくり」という大きな目標に向かうため、教育ビジョン推進計画に基づいて、さらに地域運営学校と学校支援本部の拡充に積極的に取り組んでまいります。

これまでの地域運営学校、そして学校支援本部の実践の成果を共有するということが、また、各学校における課題や問題点などについて、共有化を図っていきたいということを目的として、シンポジウムを開催いたします。

開催日時でございますが、来年の1月23日の午後を予定してございます。会場は区立産業商工会館でございます。内容でございますが、大きく2部構成になってございまして、第1部では事例発表として、学校運営協議会1校、そして学校支援本部2校のメンバーから発表をしていただく予定でございます。第2部につきましては、パネルディスカッション形式で、三谷小学校の学校運営協議会の会長である中竹竜二氏をお招きして、永福小学校の学校運営協議会の会長や校長会の会長をお招きして、パネルディスカッション形式で進めてまいります。

私からは以上です。

委員長 ただいま、3件を一括してご説明を伺いました。

それでは、はじめに、「杉並区小中一貫教育推進委員会の設置について」、ご質問、ご意見、ごさいましょつか。

安本委員 ここはいろんな部会があつて、例えば、三谷小学校の副校長とか、天沼小学校の校長、いろいろ入っているわけですけども、これはどういうふうにしてお決めになりましたか。

教育改革推進課長 これは、今、小中一貫教育に関していろんな知識をお持ちの方ですとか、あるいは校長会等から推薦をいただいた方となっております。

安本委員 例えば、動くことがありますよね。今おっしゃったのだと、その方をお願いしたのか、役職でお願いしたのか。人を選んでこの方をお願いしたいというふうに今、受け取れたんですけども。

教育改革推進課長 推薦をいただいているケースもございまして、例えば、22年度の人事異動に伴ってメンバーが交代するというのもございまして。

安本委員 そうすると、交代するという場合には、メンバーが交代するんですか。

教育改革推進課長 委員が、はい、代わります。

安本委員 ああ、そういうことですか。学校で選ぶ、何かそういうことじゃなくて、あくまでも人で選んだと。

教育改革推進課長 個人名でということですか。

安本委員 いや、そうじゃなくて、この方ならばということで今お選びになったというふうに私

は受け取ったんですけれども、それは違いますか。

教育改革推進課長 そういう方もいらっしゃいます。小中一貫教育に関して詳しい方もいらっしゃいますので、現在、先行実施校にいらっしゃる方とか、そうした知識をぜひ生かしていただきたいということで選んでいる方もいらっしゃいますし、また、小学校長会、中学校長会から代表としてメンバーに加わっていただいている方と、様々でございます。

安本委員 私の理解だと、推進委員会というのは、こういうお役職の方だと思うんですね。ただ、部会というと、やっぱり実働の部分が伴ってくると思うんですけれども、そうなってくると、何々小学校、何々中学校の何とかの役職の方というよりは、今おっしゃった、例えば、教育課程にお詳しい方というのが出てくるのが、私は普通そうじゃないかなと。

教育改革推進課長 部会に関してはそうです。今、私は委員全体のところでお話し申し上げます。

安本委員 そうすると異動を伴って、再びそれはそういう方がおなりになるということですか。

教育改革推進課長 メンバーが代わることもあり得ます。

安本委員 メンバーは代わるんでしょうけれども。

委員長 つまり充て職なのか、個人的なのかということでしょう。

教育改革推進課長 充て職でやっているケースと、この方をお願いしたいというケースと両方でございます。

委員長 だから今のご説明からすると、充て職の方は職が変われば自動的に交代する。

教育改革推進課長 変更となります。

委員長 しかし、その個人についてお願いをしている時には、代わらないこともあるということですね。

教育改革推進課長 はい、そういうことです。

委員長 けれども、その方が遠くへ行ってしまうたりすれば当然代わるでしょうから。

安本委員 ええ。

委員長 ほかに何かございましょうか。

これを機会に、今まで先行的にやっている新泉、和泉地区とか、それ以外に組み合わせを作るんですか。

教育改革推進課長 22年度以降、小中一貫教育を推進してまいりますので、これは教育委員会のほうから作るのではなく、小中学校のほうで、この学校と小中一貫教育をやりたいと手を挙げていただきたいと考えております。

委員長 最終的には、杉並区の小中学校は全部そういうふうに編成するつもりなんですか。

教育改革推進課長 はい、基本方針の中でも述べておりますように、全小中学校で小中一貫教育を推進してまいりたいというふうに考えております。

委員長 だから、推進するということは、組み合わせができるということですか。

教育改革推進課長 はい。

委員長 ほかに何かございますか。

教育改革担当部長 今の件に関連してなんですけれども、基本方針でもうたっていますとおり、小中一貫教育については、学習内容の面では当然、区立小中学校全校で実施をしてみたいと思っておりますが、特に人的な交流などが当然関わってくる、いわゆる方法論のレベルでは、まさに組み合わせに関連するお話ですので、そのあたりは地域性や学校の立地条件等々で区立学校全校で一斉にというのはなかなか困難な要素もございますので、その辺は十分いろんな要素を加味し、なおかつ学校現場の意欲を含めてどういう方針で臨むか今後検討しながら、少しずつ2か所の先行実施校から範囲を広げて、実施校を増やしてみたいと考えております。

委員長 そんなに急がないということですね。はい、わかりました。

それでは、この問題はよろしゅうございましょうか。

大橋委員 今、教育改革担当部長からお話のあった件に関して、今、小中一貫教育を実施させてみて、検証とかそういった部門というのは、この中ではどこが担う形になるんでしょうか。

教育改革推進課長 推進委員会のもとにある幹事会です。

大橋委員 幹事会が請け負うわけですね。

教育改革推進課長 はい。

大橋委員 なるほど、わかりました。以上です。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、次に移ります。

次は、「杉並区中学生レスキュー隊運営委員会の設置について」です。これについてご質問、ご意見、ございましょうか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 なければ、次へいきます。

次は、「(仮称)すぎなみ教育シンポジウム」について、ご質問、ご意見、ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 これもよろしゅうございますか。

このシンポジウムはまだ時間がありますので、またお伺いする機会があるかもしれません。

それでは、この3件は結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についての説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうからは、10月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご報告させていただきます。

都合4件でございます。

庶務課に1件、済美教育センター2件、学務課1件でございます。恐れ入ります、3ページをお開きください。

「荻窪小学校・日本建築学会」が行う、事業名が「杉並区エコスクール推進に伴う環境学習プログラム開発 - 荻窪小学校の実践から」というもので、今月の終わり、11月28日に荻窪小学校で行うものでございます。

次に4ページをお開きください。「財団法人日本フィルハーモニー交響楽団芸術がむすぶ絆・東京実行委員会」が主催するものでございます。事業名はちょっと長いんですけども、「平成21年度文化庁『地域文化芸術振興プラン』、東京都・芸術が結ぶ絆による地域文化芸術振興プラン、《オーケストラでむすぶファミリーコンサート》」というものでございます。11月1日から3月24日と幅広いんですけども、杉並公会堂でやっていくものでございます。

このページの2点目でございます。「すぎなみ子ども・子育てメッセ実行委員会」が行う、「第5回すぎなみ子ども・子育てメッセ」というもので、3月14日にセシオン杉並で行います。

それから、5ページでございます。「子どもの未来を考える風の会」が行うもので、上映会でございます。「風のなかで」の映画上映でございます。杉並公会堂で11月30日と翌年の3月9日と2回にわたって行うものでございます。

以上、4件が新規で出されたものでございます。

私のほうは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見、ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 それではありませんので、これは結構でございます。どうもありがとうございました。

これで報告事項の聴取は終わります。

続きまして、日程第4、「杉並区教育委員会委員長の選任について」に移ります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条により、委員長の任期は1年となっております。私は昨年の12月1日から委員長の職に就いておりまして、今月末で任期満了となります。

そこで、本年12月1日から翌年11月30日までの任期となりますが、本日、その委員長を選任し

たいということでございます。選任の方法ですが、「杉並区教育委員会会議規則」第6条により、単記無記名投票と指名推薦の方法とがあります。いかがいたしましょうか。

宮坂委員 指名推薦でよろしいんじゃないかと思いますが。

委員長 ほかにご意見ございますか。

(「よろしいと思います」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、指名推薦の方法で選任することにいたします。

ご指名がありましたら、お願いいたします。

宮坂委員 私は引き続き、大藏委員に委員長を続けていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

大橋委員 私も異存ありません。

委員長 それでは、私を推薦するというご意見でございます。

異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、私、大藏が委員長に選任されたということになります。

引き続き、日程第5、教育委員会委員長職務代理者の選任についてです。

これも委員長と同じく、今月末で任期満了となります。そこで、本日、新たに委員長職務代理者を選任したいと思います。選任方法は委員長の選任同様に、単記無記名投票と指名推薦の方法とがありますが、いかがいたしましょうか。

宮坂委員 これも指名推薦でよろしいんじゃないかと思いますが。

委員長 指名推薦でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、指名推薦で選任することにいたします。

それでは、ご指名が有りますでしょうか。

宮坂委員 私も続けて務めてまいりましたんですが、今回そろそろ代わって、大橋委員あたりにお願いできたらいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 いかがでございましょうか。

委員、特に異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、大橋委員を委員長職務代理者に選任したいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、そのように決定いたします。

予定されました日程は、すべて終了いたしました。

庶務課長、何かございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、11月25日が通常ですと次回の定例会の日になりますけれども、区議会の日程が予定されると聞いてございますので、11月25日は休会とさせていただきたいと思います。

次回は、12月9日水曜日、午後2時からを予定したいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、これで本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。